

# 経営事項審査制度改正関連(基礎資料)

---

平成22年7月26日

# 経営事項審査の審査基準の概要

完成工事高(X<sub>1</sub>)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X <sub>1</sub>	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,268点 最低点:390点	0.25
	X <sub>2</sub>	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,366点 最低点:450点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況	最高点:1,750点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X_1+0.15X_2+0.20Y+0.25Z+0.15W$	最高点:2,082点 最低点:278点	

経営状況(Y)

- ①負債抵抗力:純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性:総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性:自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量:営業キャッシュフロー・利益剰余金

## 【X1(完成工事高)の評点テーブル】

○X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める

○例えば年間平均完成工事高が1,955,500千円の場合には評点テーブルの「15億円以上20億円未満」の区分に当てはまるためX1の評点は、1.096点( $36 \times 1,955,500 \div 500,000 + 956$ )になる

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均完成工事高	評点
1	1,000億円以上	2.268
2	800億円以上 1,000億円未満	112×(年間平均完成工事高)÷20,000,000+1,708
3	600億円以上 800億円未満	99×(年間平均完成工事高)÷20,000,000+1,760
4	500億円以上 600億円未満	86×(年間平均完成工事高)÷10,000,000+1,541
5	400億円以上 500億円未満	88×(年間平均完成工事高)÷10,000,000+1,531
6	300億円以上 400億円未満	87×(年間平均完成工事高)÷10,000,000+1,535
7	250億円以上 300億円未満	74×(年間平均完成工事高)÷5,000,000+1,352
8	200億円以上 250億円未満	74×(年間平均完成工事高)÷5,000,000+1,352
9	150億円以上 200億円未満	75×(年間平均完成工事高)÷5,000,000+1,348
10	120億円以上 150億円未満	63×(年間平均完成工事高)÷3,000,000+1,258
11	100億円以上 120億円未満	61×(年間平均完成工事高)÷2,000,000+1,144
12	80億円以上 100億円未満	63×(年間平均完成工事高)÷2,000,000+1,134
13	60億円以上 80億円未満	49×(年間平均完成工事高)÷2,000,000+1,190
14	50億円以上 60億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷1,000,000+1,037
15	40億円以上 50億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷1,000,000+1,037
16	30億円以上 40億円未満	49×(年間平均完成工事高)÷1,000,000+1,041
17	25億円以上 30億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷500,000+888
18	20億円以上 25億円未満	36×(年間平均完成工事高)÷500,000+948
19	15億円以上 20億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷300,000+879
20	12億円以上 15億円未満	37×(年間平均完成工事高)÷300,000+879
21	10億円以上 12億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷200,000+799
22	8億円以上 10億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷200,000+799
23	6億円以上 8億円未満	24×(年間平均完成工事高)÷200,000+855
24	5億円以上 6億円未満	25×(年間平均完成工事高)÷100,000+777
25	4億円以上 5億円未満	33×(年間平均完成工事高)÷100,000+737
26	3億円以上 4億円未満	41×(年間平均完成工事高)÷100,000+705
27	2億5,000万円以上 3億円未満	24×(年間平均完成工事高)÷50,000+684
28	2億円以上 2億5,000万円未満	28×(年間平均完成工事高)÷50,000+664
29	1億5,000万円以上 2億円未満	33×(年間平均完成工事高)÷50,000+644
30	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	25×(年間平均完成工事高)÷30,000+618
31	1億円以上 1億2,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷20,000+604
32	8,000万円以上 1億円未満	22×(年間平均完成工事高)÷20,000+589
33	6,000万円以上 8,000万円未満	27×(年間平均完成工事高)÷20,000+569
34	5,000万円以上 6,000万円未満	16×(年間平均完成工事高)÷10,000+554
35	4,000万円以上 5,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷10,000+539
36	3,000万円以上 4,000万円未満	23×(年間平均完成工事高)÷10,000+523
37	2,500万円以上 3,000万円未満	13×(年間平均完成工事高)÷5,000+514
38	2,000万円以上 2,500万円未満	16×(年間平均完成工事高)÷5,000+499
39	1,500万円以上 2,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷5,000+487
40	1,200万円以上 1,500万円未満	14×(年間平均完成工事高)÷3,000+474
41	1,000万円以上 1,200万円未満	11×(年間平均完成工事高)÷2,000+464
42	1,000万円未満	129×(年間平均完成工事高)÷10,000+390

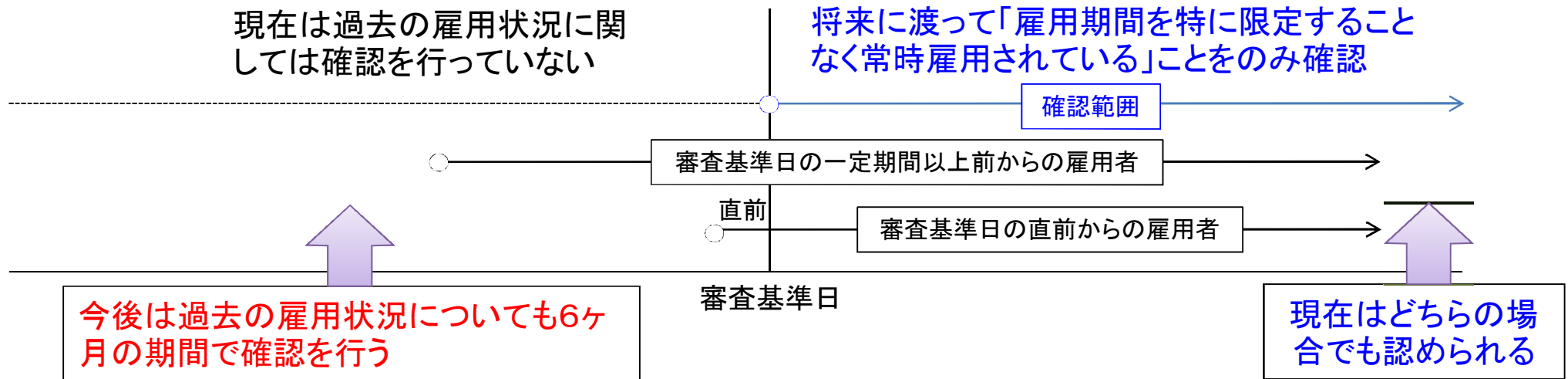
# 技術者数評価の現状

## 改正の趣旨

現在、評価対象とする技術者は『建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は登録基幹技能者講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの』（H20.1.31付国総建第269号）とされている

➡雇用期間を要件とせずに技術者数を認定しているため、評点を上げるためだけの技術者の名義借り等が行われ易くなっているおそれがある

## 現在

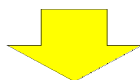


# 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度①

## 制度概要

65歳未満の定年の定め(60歳を下回ることはできない)をしている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じる

- ・定年の引き上げ
- ・定年の定め廃止
- ・**継続雇用制度**の導入



現に雇用している高年齢者が希望するとき(恣意的に特定の対象者を排除することは認められない)は当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、この場合**1年間の雇用契約を結び65歳まで契約更新を続ける**のが一般的である

## 問題点

『許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は登録基幹技能者講習を修了した者であって、**雇用期間を特に限定することなく**常時雇用されているもの』(H20.1.31付国総建第269号)

→上記の継続雇用制度により雇用されている者は技術者として評価されない  
(1年間と雇用期間を限定して契約しているため)

## 改正事項(技術者数評価②)

### 改正後の技術者の定義

「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(H20.1.31付国総建第269号)の以下の条文に赤字部分を追加する

I

二 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(以下「基幹技能者」という。)であって、**審査基準日の六ヶ月以上前から**雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

**ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第1号に規定する継続雇用制度により再雇用された技術職員については、雇用期間が限定されている場合においても、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものとみなす。**

# 再生企業の経営事項審査

## 再生企業に対する批判

再生手続きを行った建設業者が債務免除等を受けて経営事項審査上の評価を高め、再び公共事業に参入してくるのは問題ではないか

### 実態の検証

平成20年度の主な倒産企業4社について、適用前と適用後の経営事項審査の評点を比較  
 →上記の批判とは逆に、4社67業種で総合評定値P点の点数が**低下**  
 (1業種のみ増加)

会社名	業種	業種	P	X 1	X 2	Y	Z	W
A社	土木	適用前	1,258	1,556	1,087	454	1,740	1,200
		適用後	1,150	1,515	454	402	1,697	1,320
会社名	業種	業種	P	X 1	X 2	Y	Z	W
B社	土木	適用前	807	1,029	674	275	928	1,080
		適用後	795	1,010	495	449	853	1,100
会社名	業種	業種	P	X 1	X 2	Y	Z	W
C社	土木	適用前	877	994	462	533	1,215	887
		適用後	837	946	454	242	1,156	1,300

### 原因の考察

○批判にもあるように、債務免除等によって、経営事項審査の評価の一部である経営状況Y点の評点が上昇する場合も考えられる  
 ○経営事項審査では経営規模X2点と技術力Z点において自己資本額・利益額と技術職員の数も評価を行っている  
 ○一般的に民事再生法の適用を受けた企業は、**リストラにより事業規模や人員を削減**するものであり、X2点とZ点が低下する  
 ○Y点のウエイトは**20%**、X2点とZ点のウエイト合計は**40%**なので、再生手続きを行った業者は総合評定値P点が**低下**するケースが多い

項目区分		ウエイト	再生手続きによる 評点変化
経営規模	X1	0.25	変化せず
	X2	0.15	<b>低下</b> (リストラ)
経営状況	Y	0.20	<b>上昇</b> (債務免除)
技術力	Z	0.25	<b>低下</b> (リストラ)
その他審査項目 (社会性等)	W	0.15	変化せず
総合評定値	P		<b>低下</b>

## W点の評価の現状

審査項目	点数	備考
W1: 労働福祉の状況	45	
雇用保険未加入	-30	・社員に対する労働福祉の状況の評価
健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	
建退共加入	15	
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	
法定外労災制度への加入	15	
W2: 建設業の営業年数	60	・地域における雇用確保や信頼性等を評価
W3: 防災協定締結の有無	15	・災害時における地域貢献を評価
W4: 法令遵守状況	-30	・審査期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点 ・審査期間内に指示処分を受けた場合は-15点
W5: 建設業の経理の状況	30	
監査の受審状況	20	・監査法人又は公認会計士の監査20点 ・会計参与の設置10点 ・社内の経理実務責任者による確認2点
公認会計士等数	10	・社内に雇用する公認会計士等の数を評価
W6: 研究開発の状況	25	・加点対象は会計監査人設置会社に限定。公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合計	175	

※総合評定値P点の計算では、上記W点の合計を10倍して、これにWのウエイト0.15を乗じることとなる